11　クマ被害対策について

近年、クマによる人身被害や農林業被害が全国的に増加するとともに、市街地や生活圏への出没も相次ぎ、令和８年度も出没情報の増加や死亡事故の発生が続いていることから、住民の安全確保は喫緊の課題となっている。

クマは行動圏が広く、都県境を越えて広域的に移動することから、保護管理や被害防止対策を個々の都県で完結させることは困難であり、広域的かつ科学的な管理体制の構築が求められている。

また、捕獲従事者の高齢化や担い手不足が進む中、緊急銃猟制度の適切な運用や、市街地等における安全かつ的確な捕獲活動に対応できる人材の確保・育成が急務となっている。

さらに、クマ被害対策ロードマップに掲げる「人とクマのすみ分け」を実現するためには、人の生活圏への出没を未然に防止する取組を地域の実情に応じて継続的に実施する必要がある。

こうした広域的な管理、科学的知見に基づく管理、人材確保対策、人の生活圏への出没防止対策を安定的かつ継続的に全国展開していく上では、国による体制整備、技術的支援及び財政支援が必要である。

ついては、クマ被害対策の強化に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

１　広域管理体制の構築について

クマの行動圏は広域に及び、都県単独での管理には限界があることから、保護管理ユニット単位での広域的な保護管理を行うため、国が関係都県及び研究機関等による広域協議会を継続的に運営し、広域保護管理方針の策定や都県間の連携・調整を主導するとともに、同方針に基づく施策を着実に推進すること。

２　科学的知見に基づく個体数管理の推進について

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和８年度版」に示された科学的知見に基づく管理を推進するため、国が実施する全国統一的な生息状況調査を継続するとともに、保護管理ユニット単位での広域モニタリング体制を構築すること。

また、ＡＩ画像解析、ＤＮＡ分析等の先端技術を活用した調査研究を推進し、個体数、生息分布及び移動特性等の把握精度の向上を図るとともに、その成果を広域的な保護管理及び被害防止対策に活用できる体制を整備すること。

３　捕獲従事者の確保・育成及び捕獲体制の強化について

狩猟者の高齢化及び担い手不足に対応し、地域における捕獲体制を維持・強化するため、若年層等の新規参入を促進できるよう、狩猟免許の取得や捕獲装備の導入に必要な費用への助成を拡充すること。

また、緊急銃猟制度に対応し、市街地等において安全かつ効果的な捕獲活動を実施できる高度な技術を有する人材の育成を推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金における射撃場等の訓練基盤の整備・更新に係る国費率を引上げるとともに、必要な予算を確保すること。あわせて、令和９年度概算要求に盛り込まれた指定管理鳥獣対策事業交付金の射撃場整備に係る新たな支援メニューについて、十分な予算を確保すること。

加えて、緊急銃猟等に対応する人材を計画的に確保するため、地方公共団体が緊急銃猟等の捕獲業務に従事させる者について、継続して 10 年以上猟銃の所持許可を受けていない場合であっても、業務上の必要性等を踏まえ、ライフル銃の所持許可の対象となるよう、必要な制度及び運用の見直しを行うこと。

さらに、クマ等の野生鳥獣対策の中核を担う専門人材（ガバメントハンター）の確保を図るため、常勤職員を含む継続的な雇用を支援対象とし、人材育成から雇用、配置及び定着までを一体的に支援できるよう制

度の見直しを行うこと。

４　人とクマのすみ分けの実現に向けた出没防止対策の推進について

人とクマのすみ分けの実現に向けて、市町村のゾーニング管理の導入を促進するため、緩衝帯整備や侵入防止柵設置等を維持管理まで一体的かつ継続的に支援できるよう、既存制度を拡充すること。あわせて、導入市町村に対し、国費率の引上げ等のインセンティブ措置を講ずること。

また、森林整備、里山管理、河川管理等の関連施策を一体的に活用するため、関係省庁間の連携を強化するとともに、地域林政アドバイザーの活動内容に鳥獣被害対策の視点を取り入れるなど、実施体制を強化すること。